民間投資家等からの出資							
独立行政法人情報処理推進機構（以下「ＩＰＡ」という。）からの出資							
ＩＰＡからの劣後融資等							
ＩＰＡによる債務の保証を伴う民間金融機関等からの融資等							
民間金融機関等からの融資等							
その他自己資金等							
合計							

＜備考欄＞

（注３３）特定取組の実施期間に合わせて列を追加すること。
（注３４）民間投資家等又は民間金融機関等との資金調達に係るコミュニケーション状況等について、備考欄に記載すること。
（注３５）必要に応じて記載内容を補足する書類を提出すること。

６．希望する支援措置

支援措置	希望する	希望しない
ＩＰＡによる出資		
ＩＰＡによる現物出資		
ＩＰＡによる劣後融資等		
ＩＰＡによる債務の保証		
ＩＰＡによる利子補給金の支給		

＜備考欄＞

（注３６）国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の施設又は設備のＩＰＡによる現物出資を受けようとする場合にあっては、その旨その他当該施設又は設備に関する事項を備考欄に記載すること。
（注３７）ＩＰＡによる債務の保証を受けようとする場合にあっては、想定する保証割合を備考欄に記載すること。
（注３８）必要に応じて記載内容を補足する書類を提出すること。

７．財務計画に関する事項

	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
売上高							
売上総利益							
売上総利益率							
営業利益							
営業利益率							
営業活動によるキャッシュ・フロー							
投資活動によるキャッシュ・フロー							
フリー・キャッシュ・フロー							
D/E レシオ							
自己資本比率							

（注３９）フリー・キャッシュ・フローとは営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたもの。
（注４０）D/Eレシオとは有利子負債を自己資本で割ったもの。
（注４１）必要に応じて記載内容を補足する書類を提出すること。

８．株式の内容に関する事項

（注４２）法第 47 条第１項第 13 号の規定による出資又は現物出資を受けようとする場合に記載すること。
（注４３）必要に応じて記載内容を補足する書類を提出すること。

９．中長期的な技術開発・事業戦略・財務・ガバナンスの一体性に関する事項

（注４４）必要に応じて記載内容を補足する書類を提出すること。

１０．特定取組に関する信頼性の確保等に関する事項

（１）過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準の順守に関する事項

（注４５）必要に応じて記載内容を補足する書類を提出すること。

（２）外国の法的環境等により特定取組の適切性への影響に関する事項

（注４６）必要に応じて記載内容を補足する書類を提出すること。